

報告第34号

臨時代理の報告について

東広島市外国語指導助手設置規則（平成29年東広島市教育委員会規則第9号）の一部改正について、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月27日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 報告理由

東広島市外国語指導助手設置規則の一部改正にあたり、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

(1) 改正の内容

外国語指導助手の病気休暇についての規定を明確にするとともに、ハラスメント全般を禁止する規定を定める。

(2) 改正年月日

公布の日

3 臨時代理年月日

令和元年6月5日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

東広島市教育委員会規則第 8 号

東広島市外国語指導助手設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 5 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市外国語指導助手設置規則の一部を改正する規則

東広島市外国語指導助手設置規則（平成 29 年東広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「末日」の右に「（当該休暇に引き続く第 16 条第 1 項の規定による休職の期間がある場合は、当該休職の期間の末日）」を加える。

第 25 条の見出し中「セクシャルハラスメント」を「ハラスメント」に改め、同条中「性的な言動」の右に「、妊娠、出産、育児若しくは介護に関する言動又は職務上の地位その他職場における関係の優位性を利用して業務の適正な範囲を超えて行う言動」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(病気休暇)</p> <p>第14条 外国語指導助手は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間を、有給の病気休暇として取得することができる。</p> <p>2 病気休暇の期間は、その開始の日から起算して20日を超えることができない。この場合において、病気休暇の承認を受けた期間の末日（当該休暇に引き続く第16条第1項の規定による休職の期間がある場合は、当該休職の期間の末日）と他の病気休暇の承認を受けた期間の初日との間が7日に満たないときは、これらの二の期間は連続するものとみなす。</p> <p>3 前項の期間には、勤務を要しない日及び休日の日数を含むものとする。</p> <p>(ハラスメントの禁止)</p> <p>第25条 外国語指導助手は、性的な言動、妊娠、出産、育児若しくは介護に関する言動又は職務上の地位その他職場における関係の優位性を利用して業務の適正な範囲を超えて行う言動によって他の職員に不快感を与え、又は就業環境を害してはならない。</p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第14条 外国語指導助手は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間を、有給の病気休暇として取得することができる。</p> <p>2 病気休暇の期間は、その開始の日から起算して20日を超えることができない。この場合において、病気休暇の承認を受けた期間の末日と他の病気休暇の承認を受けた期間の初日との間が7日に満たないときは、これらの二の期間は連続するものとみなす。</p> <p>3 前項の期間には、勤務を要しない日及び休日の日数を含むものとする。</p> <p>(セクシャルハラスメントの禁止)</p> <p>第25条 外国語指導助手は、性的な言動によって他の職員に不快感を与え、又は就業環境を害してはならない。</p>